



島根県報

平成28年8月9日（火）

第2,825号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則 (健康推進課) 2

【告 示】

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定 (障がい福祉課) 2

保安林の指定 (森林整備課) 3

【公 告】

平成28年度秋期島根県狩猟免許試験の実施 (森林整備課) 3

【特定調達公告】

汎用電子計算機のデータ移行作業等業務委託契約に係る随意契約の相手方等 (警察本部) 5

公布された条例等のあらまし

◇療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（規則第80号）

1 規則の概要

- (1) 所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定及び様式の整理（別表・様式第1号関係）
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 8 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第80号

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

療育の給付に係る費用の徴収に関する規則（昭和62年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表備考2(3)中「附則第12条」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項」を加える。

様式第1号備考2中「所得税法等の一部を改正する法律」の次に「（平成22年法律第6号）」を加え、「並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律」を「、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）」に改め、「附則第12条」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第535号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成28年 8 月 9 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 児童発達支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
夢の森いずも株式会社	古民家 ゆめの森こども園	出雲市大社町入南字浜根1008-1	平成28年 8 月 1 日

2 放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
夢の森いずも株式会社	古民家 ゆめの森こども園	出雲市大社町入南字浜根1008-1	平成28年 8 月 1 日

3 保育所等訪問支援

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
夢の森いずも株式会社	古民家 ゆめの森こども園	出雲市大社町入南字浜根1008-1	平成28年8月1日

島根県告示第536号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年8月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町小路一ノ坂605、607-1（次の図に示す部分に限る。）、607-3、姥ヶ谷608-1、608-3、609、610、613、615-1、615-2、624、625-1、今路694-1、702、703

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐郡隠岐の島町小路一ノ坂605、607-1（次の図に示す部分に限る。）、607-3、姥ヶ谷608-1、608-3、609、610、613、615-1、615-2、624、625-1、今路694-1、702（次の図に示す部分に限る。）、703

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「施行規則」という。）第51条第1項の規定により、平成28年度秋期島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

平成28年8月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条の狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検 査 事 項
視 力	視力及び視野の検査
聴 力	聴力の検査
運 動 能 力	歩行、四肢の屈伸、挙手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護管理	
猟具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護及び管理に関する知識及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試 験 事 項
わな猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 わなを見て当該猟具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定猟具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟免許	<ol style="list-style-type: none"> 1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	所在地及び会場名	対象区域
10月2日（日）	午前9時～	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
10月8日（土）	午前9時～	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0セ

ンチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあつては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあつては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) わな猟免許	2,900円
	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	3,900円
2 1以外の者	(1) わな猟免許	3,900円
	(2) 第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書提出期限

島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書し、試験実施日の10日前までに必着とすること。

(4) 申請書の提出先

郵便番号690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室
(電話0852-22-5160)

6 その他

- (1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日必ず携行し、受付に提出すること。
- (2) 試験についての問合せは、島根県農林水産部森林整備課鳥獣対策室、東部農林振興センター林業振興課、東部農林振興センター雲南事務所林業普及第二課、東部農林振興センター出雲事務所林業普及第二課、西部農林振興センター林業振興課、西部農林振興センター県央事務所林業普及第二課、西部農林振興センター益田事務所林業普及第二課及び隠岐支庁農林局林業振興・普及第二課にすること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成28年8月9日

島根県警察本部長 米 村 猛

1 件名及び数量

汎用電子計算機のデータ移行作業等業務委託契約 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県警察本部警務部会計課 島根県松江市殿町8番地1

3 随意契約の相手方を決定した日

平成28年7月21日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社山陰支店 支店長 倉持 裕規 島根県松江市朝日町477-17

5 随意契約に係る契約金額

51,294,816円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。